

学校感染症による出席停止について

学校において予防すべき疾病については「学校感染症」として定められており、学校保健安全法第 19 条の規定により出席停止の措置をとることができます。他者への感染のおそれなくなり、登校できるようになりましたら、下記の治癒証明書を主治医に記入していただき、担任へ提出してください。

	感 染 症 名	出席停止期間の基準
第 一 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第 二 種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで、または 5 日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消失した後、2 日を経過するまで
	結核	病状により感染のおそれがないと診断されるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第 三 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症※	病状により感染のおそれがないと診断されるまで

<注> ・群馬県は「その他の感染症」を定めていないため、手足口病・伝染性紅斑・溶連菌感染症・マイコプラズマ感染症等の感染症は、原則出席停止扱いにはなりません。

・インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については、別書式「療養報告書（保護者記入）」をお使いください。

治 癒 証 明 書

明和県央高等学校長

年組番氏名

上記の者は、学校感染症の【 】のため、出席停止となっておりますが、他者への感染のおそれなくなりましたので、登校しても差し支えないものと認めます。

【 出席停止期間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 まで 】

令和 年 月 日

医療機関名
医師名 印